

第2回 空家等対策協議会 議事要旨	
日 時	平成27年11月16日（月）15時00分～17時00分
開催場所	関内トーセイビル2 11階 横浜市建築局会議室
出席者 (敬称略)	齊藤 広子（横浜市立大学 教授） 江口 亨（横浜国立大学 准教授） 田中 恒司（横浜弁護士会） 磯貝 憲治（神奈川県司法書士会 企画部 空家問題対策委員会委員） 岡田日出則（公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 専務理事）【欠席】 志村 孝次（公益社団法人全日本不動産協会 神奈川県本部横浜支部 副支部長兼総務委員長） 嶋田 幸子（神奈川県土地家屋調査士会） 井上 憲二（一般社団法人 横浜市建築士事務所協会）【代理】 若尾 恵子（社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会 横浜生活あんしんセンター 事務長） 谷口 和豊（特定非営利活動法人 横浜プランナーズネットワーク） 坂和 伸賢（横浜市建築局長）【代理】
議 題	○横浜市空家対策計画の素案及び特定空家等の判断基準案について
議事要旨	<p>（主な意見）</p> <p><流通・活用促進の対象の違い（中古住宅の流通／地域の活動拠点等への活用）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中古住宅の流通と、地域の活動拠点とを分けているが、どこが違うのか分かりにくい。 ・住宅から住宅への活用とは異なり、住宅以外の用途への転用は、様々な使い方が想定されるため、分けて検討した方がよい。 ・所有者と地域の拠点として活用したい人をマッチングさせる機能が無いため、これをつなぐツールをつくるのが大事である。 <p><市民に分かりやすい情報・相談体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・空家所有者と、近隣の空家で困っている市民、それぞれの問い合わせ先を分かりやすく示してほしい。 ・協議会という体制ができたということを市民に知らせるべき。 ・相談会は、各分野の専門家がフェイスツーフェイスで対応することができる。空家問題は、建物の問題だけでなく、家族や生活の問題も多いので、相談会は様々な問題の総合的なサポートができる。 ・「専門家団体の相談会における空家相談への対応」ではなく、「専門家団体と連携した」という表現にしたどうか。 ・自治会の集まりや老人ホームなど、空家所有者のいるところに出向いて行って、今後の利活用の相談に応じるというのもあるのではないか。 ・行政と専門家団体が連携し、一本化した窓口が求められているのではないか。 ・相談窓口の一本化だけでなく、いろいろなタイプの窓口をつくるのが大事。 ・窓口の一本化は難しいと思うが、ホームページの活用ができるのではないか。活用事例など情報発信する「横浜市の空家対策」というホームページができれば、市民にはわかりやすい。 ・空家問題は全国的な問題であるので、メディアを使い、広報するとよい。

<特定空家等の判断基準について>

- ・特定空家以外の空家についても、危険になる前にあらかじめ自発的に解体してもらうことが大事である。自発的に所有者が壊して土地が活用できるようになったものには、税金の減免等の配慮をするなどの対応を考えてもよいのではないか。
- ・行政代執行ではなく、空家所有者自身に処分してもらうよう、特定空家でなくても指導をしてほしい。
- ・行政代執行は行政が代わりに実施するだけで、所有者に費用の支払いの責任があることをはっきり示さないといけない。
- ・空家所有者自身が解体したいという場合、市民は解体業者を知りたいと思うが、市で直接紹介することは難しい。取組に挙げている「空家協力事業者の紹介の仕組みの検討」を進めてほしい。

<その他>

- ・第3章の「3-1 対象とする空家等の種類」(計画素案本編16ページ)では、計画の対象を一戸建ての空家2万戸としているのに対し、「空家化の予防」の施策(計画素案本編23ページ)では、一戸建ての住宅60万戸が対象となっているので、表現を工夫した方がよい。

<事務局より>

- ・市民意見公募に向け、いただいたご意見を計画素案に反映させていただきます。